第三十六条の三　前条に規定する復興整備事業の実施主体は、土地収用法第三十九条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によって収用委員会の裁決を申請しようとするときは、同法第四十条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同法第四十条第一項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。この場合においては、同法第四十四条第一項の規定は、適用しない。

2　土地収用法第四十四条第二項、第四十五条及び第四十五条の二（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請した場合について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「前項」とあり、同法第四十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第四十五条の二中「第四十四条第一項」とあるのは、「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三十六条の四　収用委員会は、第三十六条の二に規定する復興整備事業について、土地収用法第四十七条の二第三項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による明渡裁決の申立てがあったときは、できる限り六月以内に明渡裁決又は同法第四十七条（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

（民法の特例）

第三十六条の五　第三十六条の二に規定する復興整備事業についての土地収用法第百二十三条第四項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による損失補償額の払渡しについての民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十四条後段の規定の適用については、同条後段中「過失なく」とあるのは、「重大な過失なく」とする。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律（以下「新大規模災害復興法」という。）第三十六条の二（土地収用法第百二十三条第一項及び第二項に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行前に土地収用法第十八条の規定による事業認定申請書を受理した復興整備事業については、適用しない。

2　新大規模災害復興法第三十六条の二（土地収用法第百二十三条第二項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に土地収用法第百二十三条第一項の規定により使用の許可があった復興整備事業については、適用しない。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　谷垣　禎一
国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第三十三号

港湾法の一部を改正する法律

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等（第四十三条の二十一―第四十三条の二十四）」を「第二節　港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等（第四十三条の二十一―第四十三条の二十四）　第三節　特定港湾運営会社に対する政府の出資等（第四十三条の二十五）」に改める。

第四十三条の二十一第一項ただし書中「ただし」の下に「、政府」を加える。

第四十三条の二十二第一項中「保有者（」の下に「政府、」を加える。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　特定港湾運営会社に対する政府の出資等

（政府の出資）

第四十三条の二十五　政府は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図ることが特に必要であると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、予算の範囲内で、出資することができる。

（事業計画等）

第四十三条の二十六　前条の規定により政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社（以下「特定港湾運営会社」という。）は、毎事業年度開始前に（同条の規定による出資を受けた日の属する事業年度にあつては、その出資を受けた後速やかに）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、前項の規定による事業計画及び収支予算の提出があったときは、遅滞なく、これらの写しを当該特定港湾運営会社に係る国際戦略港湾の港湾管理者に送付するものとする。

3　特定港湾運営会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（定款の変更等）

第四十三条の二十七　特定港湾運営会社の定款の変更及び剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の認可をしようとする場合について準用する。

（協議）

第四十三条の二十八　国土交通大臣は、第四十三条の二十五の規定により政府が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し出資している場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第四十三条の十三第一項、第四十三条の十五第一項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二　第四十三条の十八第一項の許可をしようとするとき。

三　第四十三条の十九第一項の規定により第四十三条の十一第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。